平成２８年（フ）第１５１０号
札幌市白石区菊水８条２丁目２番４号
債務者　橋本　悦子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　惇紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６６号
静岡県浜松市東区龍光町388番地の１
債務者　森山　　匠
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　悠太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣1294番地４
債務者　前田　秀俊
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１号
三重県志摩市阿児町鵜方3503番地17
債務者　西岡　義弘
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田形　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１２５３号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目４番18―101号
債務者　藤井　　仁
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４３５号
札幌市西区発寒15条１丁目２番20―202号
債務者　中山　賢一
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４４９号
北海道千歳市本町１丁目７番地の１　アーバンポイント千歳307号
債務者　松田　　茂
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５７号
札幌市厚別区厚別南１丁目９番１―607号
債務者　泉　　千夏（旧姓続木）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６４号
札幌市西区二十四軒３条４丁目５番25号　ララコム24Ｂ―101号
債務者　松井　　毅
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７３号
北海道石狩市花川南５条３丁目204番地　コーポ福地202号
債務者　右田　雅子（旧姓豊増）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０７号
札幌市中央区北３条西30丁目３番13―107号
債務者　三浦　賢司
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０３号
群馬県伊勢崎市富塚町214番地７　ハイツＳＹＳ203
債務者　渡辺アンナこと　ＳＯＬＩＳ　ＰＥＲＥＺ　ＤＥ　ＶＡＬＤＥＲＲＡＭＡ　ＡＮＡ　ＣＥＣＩＬＩＡ
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２２号
群馬県前橋市鳥取町300番地
債務者　大澤　康彦
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３１号
群馬県前橋市荒牧町１丁目42番地４　クレスティ荒牧　202号
債務者　金井　　稔
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３３号
群馬県前橋市朝日町４丁目17番13―２―Ｂ号　坂の下ハイツ
債務者　澁谷絵理佳
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３４号
群馬県前橋市上大屋町132番地10
債務者　戸邉　高明
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３５号
群馬県前橋市上大屋町132番地10
債務者　戸邉　　勲
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係